

賃金・工賃向上に向けた プラン (R6 ～ R8)

令和6年9月
福井県

目 次

1	プランの趣旨	3
	(1) 策定の趣旨	3
	(2) 位置づけ	3
	(3) 期 間	3
	(4) 対象事業所	3
2	賃金・工賃向上のこれまでの取り組み	4
	(1) 第1期（平成17年度～19年度）	4
	(2) 第2期（平成20年度～22年度）	4
	(3) 第3期（平成23年度～25年度）	5
	(4) 第4期（平成26年度～28年度）	6
	(5) 第5期（平成29年度～令和2年度）	6
	(6) 第6期（令和3年度～5年度）	7
3	県内事業所の現状	8
	(1) A型事業所の現状	8
	(2) B型事業所の現状	9
4	本プランの期間における目標賃金・工賃額	10
5	課 題	10
6	賃金・工賃向上に向けた役割	11
7	目標賃金・工賃の達成に向けた具体的な取組みについて	12

1 プランの趣旨

(1) 策定の趣旨

障がい者の経済的・社会的に自立した地域生活を実現するための基盤として、「就労」は重要であり、一般就労、就労継続支援A型、就労継続支援B型などのそれぞれに応じた支援を行っていく必要があります。このため、本県においては、平成19年度に「障害者賃金倍増計画」を策定して、平成23年度までの5年間、賃金向上に取り組んだほか、平成24年度以降は3年ごとに「賃金・工賃向上計画」を策定し、これまでの取組みや現状、課題等を踏まえたうえで、市町や産業界、事業所、関係団体とも連携して障がい者の賃金・工賃向上を図ってきました。

法定雇用率の引き上げや社会的な賃上げブーム、物価高騰等、障がい者就労を取り巻く環境は大きく変わってきており、全国トップレベルの水準にある本県の平均賃金月額および工賃月額を維持・引き上げていくためには、さらなる取り組みが必要です。

本県では、賃金・工賃向上に向けたプラン（以下「本プラン」という）を基に、引き続き、就労を通じた障がいのある方の経済的・社会的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) 位置付け

本県では、令和5年3月に第7次福井県障がい者福祉計画を策定いたしました。

本プランは、第7次福井県障がい福祉計画に定める重点施策「障がいのある方の幸せ就労の推進」を実現するため、計画期間中の各年度における、賃金および工賃の目標額と、その達成のために取り組む具体的な方策を示すものです。

(3) 期 間

本プランの期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。期間中、実施状況の点検や評価を行い、効果的な取組みを実施していきます。

(4) 対象事業所

本プランが対象とする事業所は、次のとおりとします。

「就労継続支援A型事業所」、「就労継続支援B型事業所」

2 賃金・工賃向上のこれまでの取組み

本県は、障がい者の経済的自立を目的に、国に先駆けて平成17年度から就労支援事業所等における賃金・工賃の向上に取り組んできました。

(1) 第1期：平成17年度～19年度（障がい者授産施設経営ノウハウ向上事業等）

① 商品開発・作業向上事業

- ・事業所等の商品開発や生産性向上を促進するため、延べ33事業所にアドバイザーを派遣しました。（清掃作業、給食調理、成形技術、洋菓子づくり 等）

② マーケティング研修会の開催

- ・事業所職員を対象に「新商品開発に必要な市場調査」、「商品陳列講座」、「ビジネス体験シミュレーション」等をテーマとした研修会を延べ12回開催しました。

③ 顧問アドバイザー派遣

- ・特定非営利活動法人福井県セルフ振興センターに、顧問アドバイザーとして専門職を派遣しました。
- ・専門のコンサルタントを招聘し、福井県セルフ振興センターおよびその会員に対する相談会等を開催しました。

(2) 第2期：平成20年度～22年度（障がい者授産工賃（施設賃金）アップ推進事業等）

① 経営改善の専門家派遣

- ・事業所の経営改善を図るため、延べ30事業所に中小企業診断士を派遣し、販路開拓指導や食堂の運営指導、新作業開始における経営指導等を実施しました¹

② 商品開発・作業向上事業

- ・商品開発や生産性向上を目的に、延べ28事業所にアドバイザーを派遣しました。

③ 営業力向上研修会の開催

- ・施設長等を対象に、全国国優良事例の実践者を講師とする営業力向上のための研修を延べ8回開催しました。

④ 「セルフ商品カタログ福井」の作成

- ・企業や市町等における障がい者就労施設への発注を促進するため、セルフ商品等のカタログを作成、配布しました。

⑤ セルフ商品売り込み強化事業

- ・特定非営利活動法人福井県セルフ振興センターへの営業職員および販売職員を配置し、企業や市町等に対し、障がい者就労施設が提供する商品やサービスを売り込んだほか、セルフフェアを開催し、事業所の売上増加を図りました。

⑥ 好事例発表、展示・即売会への参加

- ・国実施の、好事例発表や展示・即売会への事業所の参加を支援し、県内3事業所が参加、うち1事業所の製品が優秀製品に選定されました。

⑦ 施設外就労の促進

- ・県庁において、施設外就労を3か月間モデル的に受け入れ、その実施結果を各市町に横展開することで、市町における施設外就労の受け入れ拡大を図りました。

(3) 第3期：平成23年度～26年度（障がい者就労支援事業等）

① 商品開発・作業向上事業

- ・事業所等の商品開発や生産性向上を促進するため、延べ43事業所にアドバイザーを派遣しました。

② 就労継続支援A型事業所の参入促進

- ・新たに就労継続支援A型の実施を予定する10法人に対して、事業所の設立や運営について助言を行う参入促進アドバイザーや、支援について指導を行う障害者支援アドバイザーを派遣し、円滑な事業所の設立や運営を支援しました。

③ 官公需発注の促進

- ・県および全市町における、障害者優先調達促進法に基づく物品等の調達方針の策定や、四半期毎の調達実績の公表を行いました。

④ 企業での施設外就労モデル事業

- ・県内2か所の就労継続支援事業所において、同業種の一般企業での施設外就労をモデル的に実施し、その実施結果を公表することで、他の企業での施設外就労の導入を促進しました。

⑤ セルフ商品売り込み強化事業

- ・特定非営利活動法人福井県セルフ振興センターへの営業職員および販売職員を配置し、企業や市町等に対し、障がい者就労施設が提供する商品やサービスを売り込んだほか、セルフフェアを開催し、事業所の売上増加を図りました。

⑥ 障がい者の新しい就労モデル事業

- ・障がい者が、事業所から一般企業に出向いて、能力や個性を活かしながら他の従業員と同じ職場で業務を分担し、より一般就労に近い形で働く新しい形態の施設外就労をモデル的に実施し、その実施結果を公表することで、他の企業での新しい形態の施設外就労の導入を働きかけました。

⑦ 新しい分野への事業進出支援

- ・事業所に経営コンサルタント等を派遣し、新分野進出を促進しました。

⑧ 働く障がい者の生産力アップ事業(平成26年度～27年度)

- ・効率の高い経営形態への転換を促進するため、県内全ての就労継続支援B型事業所に対し、技術指導、商品の開発、販路開拓等を支援する中小企業診断士等のコーディネーターを派遣したほか、初期設備を整備する費用を助成しました。

(農業コーディネーター：平成26年度 10事業所、平成27年度 9事業所、
商品開発コーディネーター：平成26年度 18事業所、平成27年度 12事業所、
経営指導アドバイザー：平成26年度 30事業所、平成27年度 11事業所)

(4) 第4期：平成27年度～平成29年度（障害者就労支援事業等）

① 作業向上アドバイザー等派遣事業

- ・事業所等の商品開発や生産性向上を促進するため、商品開発や作業向上のためのアドバイザーを14事業所に派遣、新分野進出アドバイザーを3事業所に派遣、障害者支援アドバイザーを3事業所に派遣しました。

② 精神障がい者支援アドバイザー派遣

- ・精神障がい者が安定して勤務を継続できる環境を整備するため、延べ27事業所に精神保健福祉士を派遣し、事業所職員の指導力向上を支援しました。

③ 経営診断アドバイザー派遣(平成28年度～29年度)

- ・経営コンサルタントや中小企業診断士を延べ18事業所に派遣し、経営状況の分析やその改善に向けての指導を行いました。

④ 官公需発注の促進

- ・県および全市町における、障害者優先調達促進法に基づく物品等の調達方針の策定や、四半期毎の調達実績の公表を行いました。

⑤ セルフ商品売り込み強化事業

- ・特定非営利活動法人福井県セルフ振興センターに営業職員および販売職員を配置し、企業や市町等に対する営業や、セルフフェアでの販売を実施しました。

⑥ 農福連携推進のための事業(平成28年度～29年度)

- ・2事業所に農業アドバイザーを派遣し、就労支援施設で生産している農産物等の品質向上や農業技術の向上等を図るとともに、新たな販売ルートの開拓を支援しました。
- ・農産物を扱う事業所が集まる販売会(マルシェ)および農福セミナーを開催し、農福連携の取組について周知を実施しました。(平成28年度：23回、平成29年度：30回)

(5) 第5期：平成30年度～令和2年度（障がい者就労支援事業等）

① 商品開発アドバイザー派遣（令和2年度）

- ・自主製品等の生産性や障がい者の働く環境を向上させて、事業所が経営効率の高い形態へ転換できるよう、各分野の専門家を派遣して、商品開発を支援しました。(商品開発・作業向上アドバイザーを2事業所に派遣)

② 経営改善アドバイザー派遣

- ・経営コンサルタント等の専門家を派遣し、経営状況の分析やその改善、経営改善計画作成に向けての指導、支援を行いました。(経営コンサルタントや中小企業診断士を23事業所に派遣)

③ 官公需発注の促進

- ・県および全市町における、障害者優先調達促進法に基づく物品等の調達方針の策定や、四半期毎の調達実績の公表を行いました。

④ 企業とのマッチング拡大

- ・企業と就労支援事業所とのマッチングを拡大し、販路促進を図るため、セルフ商談会を開催しました。(平成30年度：1か所(70社参加)、令和元年度：嶺北・嶺南の2か所(118社参加)、令和2年度：オンライン商談会(14社参加))

⑤ 農福連携の推進

- ・就労支援事業所で生産している農産物等の品質向上や農業技術の向上を図るとともに、新たな販売ルートの開拓を支援しました。(農産物を扱う事業所が集まる販売会の開催 平成30年度：30回、令和元年度：50回開催、令和2年度：3回)
- ・6事業所に農業アドバイザーを派遣し、農業技術の向上や農産物の商品化、販売戦略などの技術向上を支援しました。
- ・令和2年度からは、農福連携の推進のため、農業者向けの相談窓口を農林総合事務所7か所に設置し、障がい者の特性を学ぶ農業者向けの研修会や先進地視察を実施するとともに、受け入れ先で障がい者の作業をサポートする「農福連携サポーター」の育成・派遣を開始しました。

(5) 第6期：令和3年度～5年度(障がい者就労支援事業等)

① アドバイザーの派遣

- ・政策デザインの仕組みを活用し、「福祉に、アクションを」(フクション!)をテーマに、デザイナーによる伴走支援を実施することで、売れる高付加価値の商品開発を支援しました。

② 企業からの発注・施設外就労の促進・セルフ商品の販路拡大

- ・事業所と一般企業が直接話せる商談会や、事業所の商品を販売するマルシェを開催し、さらなる販路拡大に取り組みました。
- ・フクションのWEBサイトを開設し、各事業所の取り組みを発信することでマッチングを促進したほか、WEBサイトでの商品販売も行いました。
- ・フクションフェスを開催し、障がい者就労施設での取り組みを発信しました。

③ 農福連携と6次産業的経営力強化の推進

- ・新たに農福連携に取り組む事業所を拡大するため、「農福連携スタートアップ補助金」を創設し、農福連携に取り組むための環境整備を支援しました。
- ・農福連携による社会課題の解決と新たな就労機会の創出を図るため、「農福連携ビジネスプランコンテスト」を開催し、専門家による伴走支援を実施しました。
- ・農業事業者を対象とした地域交流会を開催し、農福連携の普及を図りました。

④ 官公需発注の促進

- ・障害者優先調達推進法に基づき調達方針を作成し、優先発注を促進しました。
- ・事業所における受注可能な業務の種類や量、地域等を県ホームページにて公表し、発注の増加を図りました。

3 県内事業所の現状

(1) A型事業所の現状

県内の就労継続支援A型事業所の数および定員は、表1のようになっており、事業所数、定員数ともにほぼ横ばいで推移しています。

○ 表1：県内就労継続支援A型事業所の推移 (単位：か所、人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
A型事業所	68	63	65	64	66
A型事業所定員	1,374	1,288	1,300	1,249	1,304

※事業所台帳を基に毎年度4月1日時点の値で作成。

平均賃金月額については、表2のように推移しています。平成24年度に全国平均を上回って以降、全国でも上位の水準で推移しており、全国順位は右肩に上がってきています。

○ 表2：平均賃金月額の推移 (単位：円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
福井県	86,003	87,229	88,308	92,936	95,522
全国順位	12位	8位	9位	6位	—
全 国	78,975	79,625	81,645	83,551	—

また、平均賃金月額の分布は表3のようになっています。事業所によって利用者数や利用者の特性が異なるため、一概には言えませんが、事業所によって賃金額が固定化しており、事業所によって大きな差があります。

○ 表3：平均賃金月額の分布 (単位：事業所)

	R 3	R 4	R 5
10万円以上	18	22	23
8～10万円	20	17	15
6～8万円	24	24	10
6万円未満	0	1	2

【前回計画の達成状況】

令和3～5年度の目標賃金月額は以下のとおりとなっており、令和4年度および令和5年度については目標額を上回りました。

	R 3	R 4	R 5
目標賃金月額	89,845	92,541	95,317
平均賃金月額	88,308	92,936	95,522

(2) B型事業所の現状

県内の就労継続支援B型事業所の数および定員は、表4のようになっており、事業所数、定員数ともに増加傾向にあります。

○ 表4：県内就労継続支援B型事業所の推移

(単位：か所、人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
B型事業所	91	101	111	118	124
B型事業所定員	1,908	2,138	2,330	2,485	2,613

※事業所台帳を基に毎年度4月1日時点の値で作成。

平均工賃月額、表5のように推移しており、平成21年度から平成29年度までは9年連続の全国1位を記録したほか、令和3年度にも全国1位を記録するなど、こちらも全国トップレベルの水準で推移しています。

○ 表5：平均工賃月額の推移

(単位：円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
福井県	22,043	20,895	22,093	22,211	28,205
全国順位	2位	2位	1位	2位	—
全 国	16,369	15,776	16,507	17,031	—

※令和5年度の全国平均および全国順位については未公表（9月1日時点）

また、平均工賃月額の分布は表6のようになっています。令和6年度報酬改定を機に平均工賃月額の算定方法が変更されたため単純な比較は難しいものの、多くの事業所が1～3万円の水準に位置しています。一方で、5万円以上の事業所も存在していることから、多くの事業所で工賃向上の伸びしろがあるといえます。

○ 表6：平均工賃月額の分布

(単位：事業所)

	R 3	R 4	R 5
5万円以上	5	5	9
4～5万円	4	4	8
3～4万円	13	15	27
2～3万円	42	36	52
1～2万円	47	55	32
1万円未満	6	5	0

※ R 5平均工賃月額から算定方式を変更

【前回計画の達成状況】

令和3～5年度の目標賃金月額以下のとおりとなっています。令和2年にはコロナの影響で発注量が減少し、平均工賃月額も落ち込んだものの、回復傾向にあり、令和5年度には、目標を上回る金額となっています。

	R 3	R 4	R 5
目標工賃月額	22,263	22,486	22,710
平均工賃月額	22,093	22,211	28,205

※ 令和5年度の平均工賃月額は新方式で算定

4 本プランの期間における目標賃金・工賃額

本県では、以下のように目標賃金・工賃を設定します。

【目標賃金（就労継続支援A型）】

賃金の引き上げに向けて労使が交渉を行う春季生活闘争において、令和6年度の福井県における結果は、基本給の引き上げ率を表すベースアップ分の賃上げ率が3.32%となりました。

A型事業所における賃金についても、利用者の生活を保障するためには一般企業と変わらない賃上げを達成することが必要です。令和5年度平均賃金月額を基準として、毎年度3%引き上げることを目標とします。

(単位：円)

	R6	R7	R8
目標賃金月額（円）	98,387	101,338	104,378

【目標工賃（就労継続支援B型）】

日常生活の中で受ける物価や光熱水費高騰の影響は、A型事業所利用者であっても、B型事業所利用者であっても同じです。B型事業所においても、A型事業所と同様に毎年度3%引き上げることを目標とします。

(単位：円)

	R6	R7	R8
目標工賃月額（円）	29,051	29,922	30,819

5 課 題

就労継続支援事業所の賃金および工賃については、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額から支払うこととされているため、工賃の向上に向けては、しっかりとした収入を確保する必要があります。

特にA型事業所においては、令和6年度報酬改定により評価の幅が大きくなったため、従来と同じ報酬を得るためには、よりしっかりと経営改善に取り組む必要があります。

また、大幅な最低賃金の引上げ、物価・光熱水費の高騰などの社会・経済情勢も事業所の経営に大きな影響を与えると考えられます。経営改善の取り組みを一過性のものに終わらせるのではなく、社会の変化に対応できる安定した経営基盤を作ることが重要です。

【事業所から聞き取った課題】

- ・ 最低賃金の引き上げ幅が年々大きくなっている中で、利用者の賃金を確保することが難しくなっている。
- ・ 障がいの特性によっては短時間しか就労できない方も多く、そのような方でも働ける業務の確保に向けて支援してほしい。
- ・ 就労支援施設においては、生産活動のための原材料の購入や生産設備を動かすことが必要になってくるため、物価や光熱水費の高騰の影響が大きい。
- ・ 利用者の高齢化も進んでいるため、高齢の利用者でも従事できるような業務の確保に向けて支援してほしい。
- ・ 農福連携に取り組み始めたが、農家へ施設外就労に行く方法では、スポット的な依頼が多く、安定して就労機会や収入を確保することが難しい。
- ・ コロナ禍は明けたが、完全に受注が戻ってきているとはいえず、事業所の商品を販売する機会を増やしてほしい。

6 賃金・工賃向上に向けた役割

障がい者のさらなる賃金・工賃向上を実現するためには、家族、事業所、県、市町など、全ての関係者が共通の認識を持ち、それぞれの立場から計画を進めることが必要です。

(1) 事業所

障がい者の実際の就労の場となる事業所においては、利用者の希望を叶える多様で安定した就労機会の提供と、利用者それぞれの特性に応じたきめ細やかな支援が求められます。そのため、各事業所における賃金・工賃向上計画において、しっかりとした取り組みの方向性を定め、事業所の全職員、利用者および家族と共有するとともに、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップの下、事業所の全職員が賃金・工賃の向上に向け主体的に取り組むことが不可欠です。

(2) 県

県においては、事業所が安定して賃金・工賃向上に取り組める環境を整えるため、本プランに基づいた支援を行うことはもちろん、賃金・工賃実績や経営改善計画書を通じて業界のトレンドや課題を把握し、適切な施策を実行します。また、優先調達における発注者として、障害者優先調達推進法に基づき、調達目標値を掲げて積極的に取り組みます。

(3) 市町

市町においては、協議会等を活用し、地域で障がい者を支える仕組みを構築します。また、障がい者が地域を支える側として活躍する機会を拡大するため、農業や商工業、観光業などの障がい福祉分野以外の行政分野とも連携し、賃金・工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援します。また、事業所からの優先調達についても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、目標値を掲げて積極的に取り組みます。

7 目標賃金・工賃の達成に向けた具体的な取組みについて

事業所が直面する課題を解決し、さらなる賃金・工賃向上を実現するため、以下の施策に取り組みます。

(1) 経営力の強化

- 安定した経営を実現するため、ワンストップで中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家による支援が受けられる仕組みを整備し、事業、組織、人材、財務等の強化を図ります。

(2) 多様な就労機会の確保

- デザイナーや商品開発アドバイザーの伴走支援により、よく売れて付加価値の高い商品の開発を促進します。
- 事業所がより安定して高い収益を確保できる事業に取り組めるよう、農福連携や設備導入による新たな独自事業の開発を支援します。
- 商品開発や農福連携等を通じて、様々な個性や能力を発揮できる就労の選択肢を確保し、高い工賃の獲得と働きがいの獲得を両立した幸せ就労の普及を図ります。

(3) 就労支援施設の魅力発信と販路拡大

- 事業所の商品を販売する商品販売会やオンラインでの販売を充実させることで、販路拡大と安定した販路の確保を図ります。
- 就労支援施設と一般企業のマッチングを目的とした商談会や交流会を開催し、販路拡大を促進します。
- 販売会の開催や WEB サイトでの情報発信を通じて、より多くの人に事業所の取組みを知ってもらい、県民や企業の意識改革を図ります。

(4) 官公需発注の促進

- 障害者優先調達推進法に基づき作成した調達方針において調達目標額を設定し、県および全市町において、目標額の達成に向けて、官公需の発注を促進します。
- 県庁内に優先調達の促進に向けた会議を設置し、業務の切り出しを進めます。

(5) その他、本プランの推進に向けた取組み

- 事業所が作成する「賃金・工賃向上計画」の達成に向けて助言、情報提供等を行います。
- 本プランに係る関係者・関係団体等と連携し、取組みについて支援します。
- 年度毎に賃金・工賃実績や経営改善計画書等の評価を行い、その結果に基づき、本プランの見直しや施策の立案を行います。